

令和5年度教育旅行誘致に向けた調査及び発信促進業務仕様書

1 業務の名称

令和5年度教育旅行誘致に向けた調査及び発信促進業務

2 業務の実施期間

契約の日から令和6年3月27日まで

3 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に増加した「県内」の学校が「県内」を目的地として実施する教育旅行については、5類感染症への移行に伴って減少し、全国の学校において「県外」への教育旅行に回帰しつつあるため、「県外」からの教育旅行の誘致の強化が急務となっている。

また、今後日本人団体客の減少などが見込まれるうえ、宿泊施設における労働生産性向上のためには平日も含めた稼働の平準化が求められる中、需要の平準化を図りながら、新たに需要を掘り起こし、誘客促進を図っていくことが求められている。

これらの課題への対応として、宿泊施設の平日の安定的稼働、将来のファン獲得などを見据え、「県外」からの教育旅行の誘致強化に向け、「県内」への教育旅行の現状調査により課題・方向性を整理するとともに、ポータルサイトの作成などにより情報発信を促進するものである。

4 業務の内容

(1) 調査業務

三重県の教育旅行誘致における実態等を調査することで、現状把握や課題整理を行うとともに、今後の誘致対象とするターゲットの設定や施策の実施に向けた方向性を提示すること。

①教育旅行の入込・実態調査

・県内を目的地とした宿泊および日帰りの教育旅行の入込状況等（体験・学習・見学などの内容、目的地・発地（経由地含む）、小・中・高などの別、県内での宿泊日数、来訪時期、利用した宿泊施設、受入人数の実数など）について調査すること。

・対象期間については、令和4年度を含む直近2年間程度と、新型コロナウイルス感染症流行前の1年間とし、比較・分析を行うこと。

・調査方法については、県内宿泊施設等へのアンケート（必要に応じヒアリング）によるものとするが、その他有効な調査方法がある場合は提案を行うこと。

・調査項目および調査方法の詳細については、みえ観光の産業化推進委員会（以下「当委員会」という。）と受託者との協議において決定することとする。

・調査実施にあたり、県内市町や観光協会、DMO等（以下「県内自治体等」という。）が保有しているデータの利用が可能な場合は、積極的に活用をすること。

②教育旅行関連コンテンツや自治体の施策等の調査

・教育旅行・体験学習におけるトレンドや、教育旅行誘致に係る先進事例、課題等について調査すること。

・県内の体験・学習プログラムや、教育旅行の受入可能施設、立ち寄り施設等の、ポータルサイトに掲載する情報の洗い出しを行うこと。ポータルサイトに掲載する施設については、必ずヒアリングを実施して掲載情報の確認およびサイトへの掲載の許諾を受けること。

・県内自治体等が実施する教育旅行誘致に関する取組を調査すること。また、県内自治体等が作成する教育旅行に関連したウェブサイトやパンフレット等についても情報収集を行い、ポータルサイトへの資料掲載やサイト相互リンク掲載の意向確認を行うこと。

・他の都道府県等の教育旅行誘致施策を調査・整理すること。

③報告書の作成等

・①及び②による調査結果をとりまとめた報告書を作成し、当委員会に提出すること。また、必要に応じて、調査協力者等へも配布を行うこと。

・調査協力者や県内自治体等を対象として、調査結果（進捗状況）を共有するため、報告会開催などの対応を行うこととし、そのための各種手配や調整を実施すること。なお、会場使用料等の諸経費が発生する場合は受託者負担とする。

（２）教育旅行誘致に係る発信促進業務

①教育旅行ポータルサイトの構築・運用管理

・県外からの教育旅行を誘致するために、教育旅行の企画時や実施時に必要な情報を集約したポータルサイトを構築し、「観光三重」内に展開すること。そのために必要な調整は受託者が行うこととする。

また、サイトの保守および運用管理を行うこと。

（ア）ポータルサイト全体の機能要件

・教育旅行の実施先を検討する学校関係者や旅行会社などの利用者にわかりやすいサイト構成や魅力的なデザインとなるよう提案すること。

・サイトトップページは、新着情報やコンテンツが分かりやすく掲載されるデザインとする。

・サイトのメインコンテンツとして、「三重県の紹介」、「モデルコース一覧」、「体験・学習プログラム一覧」、「受入施設一覧」、「お役立ち情報」、「問い合わせ」（コンテンツの名

称は全て仮称)のページを作成すること。その他のコンテンツについては、受託者と当委員会との協議において決定すること。

- ・今後のコンテンツ追加にも対応できるようにサイト構築及び設計を行うこと。
- ・全ページをレスポンシブルデザインとすること
- ・SEO 対策を念頭に入れたサイトとすること。
- ・サイトの利用状況が解析できる機能をつけること。
- ・トップページには、関連サイトのバナーを表示できる構成とする。
- ・トップページに表示するヘッダー画像を作成すること。
- ・バナーを作成すること。バナーは複数サイズ作成を行うこと。
- ・教育旅行に関するウェブサイトを経営している県内自治体等との密接な連携を図り、掲載する情報の齟齬や重複が生じないよう確認を行うこと。また、適宜、県内自治体等の運営するウェブサイトへ誘導するリンクを掲載すること。
- ・サイト内に掲載する写真や映像にあたっては、著作権元や事業者から使用許諾を得るとともに、使用料等の諸費用が発生する場合は受託者が負担すること。

(イ) 三重県の紹介ページの作成

- ・三重県の特徴や魅力をわかりやすく紹介したページを作成すること。
- ・県内5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)について、地域ごとの特徴を紹介すること。
- ・三重県の歴史・文化、自然環境、産業、名産品、グルメ等について、代表的なものを掲載すること。

(ウ) モデルコース一覧ページの作成

- ・造成したモデルコースの一覧ページおよびその内容を紹介する詳細ページを作成すること。
- ・各モデルコースに記載のある宿泊施設、体験プログラム等は、それぞれの詳細情報が確認できるようにすること。

(エ) 体験・学習プログラム一覧の作成

- ・県内で教育旅行の受入が可能な体験・学習プログラムの一覧ページを作成すること。
- ・検索機能を実装し、体験・学習プログラムの実施エリア別、受入可能人数別、SDGsの対応項目別等の複数の条件を指定しての検索を可能とすること。
また、キーワード検索機能を実装し、入力されたキーワードを収集して、利用者の動向を確認できるようにすること。
- ・体験・学習プログラムの情報として、以下の事項を掲載すること。
 - a 基本情報(施設名、住所、電話番号、事業者ウェブサイト URL、受入可能人数など)

- b 種別（自然学習、平和学習、アクティビティ、歴史学習など）
- c 説明文
- d 設備情報（トイレの有無、バリアフリー対応状況等）
- e 画像
- f アクセス情報
- g その他、効果的な情報発信に必要と思われる事項を提案すること。

(オ) 受入施設一覧ページの作成

- ・教育旅行の受入が可能な、宿泊施設、食事場所、休憩場所（道の駅やドライブイン等）、観光施設等の一覧を掲載すること。
- ・検索機能を実装し、所在地や受入可能人数等の条件を指定しての検索が可能であること。
- ・受入施設の情報として、以下の事項を掲載すること。
 - a 基本情報（施設名、住所、電話番号、事業者ウェブサイト URL、受入可能人数等）
 - b 説明文
 - c 設備情報（トイレの有無、バリアフリー対応状況等）
 - d 画像
 - e アクセス情報
 - f 食事のアレルギー対応情報（食事の提供を行う施設のみ）
 - g その他、効果的な情報発信に必要と思われる事項を提案すること。

(カ) お役立ち情報ページの作成

- ・県内の教育旅行に関する支援制度の一覧を掲載すること。
- ・バス事業者の一覧、駐車場の一覧、病院等の緊急時の連絡先、各市町の観光協会等の情報、災害時の避難所情報等を掲載すること。
- ・関連サイトへのリンクの一覧を掲載すること。
- ・パンフレット等のダウンロード可能な資料を集約したページを作成すること。
- ・交通アクセス情報として、県外の主な出発地からの交通手段や移動時間等を掲載すること。また、県内での地域間の移動時間についても掲載すること。
- ・関係機関へのヒアリングやアンケートの結果を受け、教育旅行計画時に需要のある情報については、随時当該ページに追加を行うこと。

(キ) 問い合わせフォームの作成及び管理

- ・利用者からの問い合わせフォームを作成すること。
- ・利用者から問い合わせフォームへの登録があった場合に、当委員会の指定するメールアドレスに通知が届く仕組みとすること。

- ・問い合わせのあった内容については、受託者において一次的な回答案を作成し、当委員会の確認を得たうえで、利用者に対して回答を行うこと。一次的な回答案の作成は、問い合わせを受信した日から数えて、3営業日以内に行うこと。
- ・急を要する問い合わせがあった場合や、受託者において回答が困難な問い合わせがあった場合は、速やかに当委員会に報告を行うこと。
- ・問い合わせのあった内容および回答内容などの対応記録を一元的に管理し、その内容との整合性を取りながら回答案を作成すること。

(ク) サーバ構築・管理運営

- ・サイトの運営に必要なサーバやドメインは受託者において確保することとし、「観光三重」に展開するにあたっての事前調整を公益社団法人三重県観光連盟と行うこと。なお、アクセスの負荷、セキュリティを考慮して、原則日本国内のデータセンターに設置されている信頼度の高いサーバとすることとし、レンタルでも可能とする。
- ・障害対応、保守・点検、不正アクセス防止等のセキュリティ対策及び効果測定を行い、その結果をもとに、継続的に管理運営方法の改善を行うなど、ウェブサイトの安定稼働に努めること。また、必要に応じて、最新のバージョンへのアップデートを実施すること。
- ・CMSを導入し、当委員会が管理者として、インターネットを通じてコンテンツの管理・更新をすることができるようにすること。その際に、第三者がCMS管理更新画面にアクセスできないように、必要なアクセス制限を行うこと。なお、CMSを導入するページについては、契約後、別途協議を行い決定する。

(ケ) 動作保障

- ・管理者画面等については、OSはWindows10及びWindows11、ブラウザはMicrosoft Edgeでの動作確認を行うこと。
- ・パソコン及びスマートフォン等で特定のブラウザに依存がなく閲覧ができるよう、特にMicrosoft Edge、Safari、Chrome、Firefox等での動作確認を行うこと。

(コ) 保守サポート

- ・サイトの円滑な運用を確保するため、運用マニュアル・各種手順等を作成し、必要に応じて操作方法の説明を行うこと。
- ・障害が発生（不正なアクセスやシステムへの攻撃、ウイルス等による障害の発生を含む。）した場合には、速やかに当委員会に報告を行ったうえで、障害箇所の切り分け作業、影響範囲の調査、即時対処、根本対応を行うこと。
- ・平日8時30分～17時15分に障害が発生した場合には、速やかに対応を行うこと。それ以外の日時（年末年始（12月29日～1月3日）を含む。）については、翌営業日の対応を基本とするが、システム運営に重大な影響を及ぼすと見込まれるときは、速やか

に対応を行うこと。また、障害復旧の後、その原因と対策について文書で報告すること。

(サ) その他

・契約満了もしくは契約解除に伴ってサイト保守業者が変更となる場合は、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な引継ぎを行うこと。また、ドメインやサーバーの継続利用についても調整すること。

・権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

②モデルコースの造成

・県内を目的地とした宿泊を伴う教育旅行のモデルコースを10件以上造成すること。
・モデルコースのうち1件以上は、2025年大阪・関西万博と関連付けたコース（大阪方面との行き来など）を造成すること。

※万博催行期間中はいずれの時期でも対応可能なコースとすること。

・モデルコースの日程は原則1泊2日またはは2泊3日とすること。
・ターゲットとしての小・中・高などの別を意識してモデルコースを造成すること。
・各モデルコースにおいて、体験プログラムや学習プログラムを1箇所以上含めることとし、屋外で実施するものに関しては雨天時の代替メニューを含めること。
・モデルコース内の紹介施設は、受託者以外の事業者でも取り扱いが可能なもの、かつ学校や旅行会社等が直接申込みをできるものを基本とする。
・モデルコースごとに明確なテーマを設定すること。
・訪問地となる宿泊施設や観光施設について、県内5地域のバランスを考慮すること。
・県内自治体等のウェブサイトですでに公開されているモデルコースとの重複を避けること。
・モデルコースで紹介する施設については、サイト掲載に係る調整を行い、写真の提供や使用許諾を得ること。また、必要に応じて現地取材を行い、写真や動画の撮影を行うこと。取材・撮影にあたっては、事前に日程、体制及び内容について計画書を提出すること。なお、撮影許可に係る手続きや各事業者との調整等の一切の業務は受託者が行うこと。

③セールスツールの作成

(ア)パンフレット作成

・作成したポータルサイトのコンテンツを活用した紙媒体のパンフレットを作成すること。
・パンフレット仕様は、A3二つ折り、カラー、20ページ程度とし、5,000部印刷を行うこと。

- ・作成したパンフレットは、ポータルサイトにダウンロード可能な形式で掲載すること。
- ・作成したパンフレットは県内自治体等や、観光関連施設、教育機関、各都道府県の教育委員会、各都道府県の観光主管課、県内旅行会社及び全国の主要旅行会社などに発送を行うこと。

(イ) 動画制作

- ・造成したモデルコースのうち5件以上、それぞれのコースの魅力をわかりやすく伝えるためのイメージ動画を制作すること。
- ・映像時間は1本あたり2～5分程度とすること。
- ・制作する動画はポータルサイトやYouTube等に掲載可能な形式とすること。
- ・BGM等の素材使用に関しては、オリジナルかフリーの音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者において行うこと。

④モニターツアーの実施

- ・県内外の旅行会社を対象として、造成したモデルコースを実際に体験するモニターツアーを3回程度実施すること。どのモデルコースを活用するかについては、受託者との協議により決定することとする。
- ・参加者の募集は受託者において行うこと。1回のツアーにつき参加者は15名程度（1社あたり最大2名までを想定）とし、教育旅行を取り扱っている県内外の旅行会社の担当者を対象とすること。
- ・モニターツアー実施にかかる一切の手配（企画、参加者・訪問先等関係者との調整、参加者の交通手段・宿泊・アクティビティ・見学等全行程の手配、全行程のアテンド、資料の作成等）を行い、ツアーに係る経費は全て委託費用に含めること。なお、行程以外の飲食及び個人的消費にかかる経費は参加者自身の負担とする。
- ・ツアー中の事故に備えて、参加者全員に国内旅行傷害保険等に加入させること。保険料は参加者負担とする。
- ・ツアーの実施にあたっては、旅行業法、道路運送法等の関係法令を遵守すること。
- ・ツアー実施後は、参加者にアンケートを実施するとともに、行程中に随時ヒアリングを行い、参加者の求めに応じて必要な情報提供及びデータ提供を行うこと。また、アンケートの回答結果については、集計・分析を行ったうえで当委員会に報告すること。
- ・ツアーの様子の写真や動画を撮影し、参加者の使用許諾を得たものについては、上記のアンケートの内容等と合わせてポータルサイトへ掲載すること。

5 報告書及び成果物の提出

(1) 納品物品

委託業務の実施により生じた成果物及び業務完了報告書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。

(2) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光部観光誘客推進課内）

(3) 納入期限

令和6年3月27日

6 業務遂行体制の報告

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同書面で報告すること。

(2) 緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

7 委託業務の実施条件

(1) 委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について当委員会と協議を行うこと。また、協議後速やかに業務スケジュールや実施内容を明確にした事業計画書を作成し提出すること。

(2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は当委員会と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに両者協議の上、対処するものとする。

(3) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を当委員会と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、当委員会の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し当委員会と共有すること。

(5) 毎月末に、当委員会に対し事業の進捗状況の報告を行うこととする。

(6) 契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引き渡し完了したときに、当委員会に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって当委員会に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

(7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ当委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報については、当委員会の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会個人情報保護規程で準用する個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により当委員会に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (11) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真・動画等）は、当委員会が発信するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等において無償で二次使用を可能とすること。
- (13) 当委員会が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく当委員会と協議を行うものとする。

8 留意事項

- (1) 本事業の成果物の一切は、当委員会に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 当委員会に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。
- (4) 受託者が8（3）の（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (5) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。